

■注意事項

◇個人情報の取扱いについて

寄附者の個人情報（氏名、住所、電話番号）については、寄附金の受入手続の目的で使用するものであり、この目的以外に本人の同意なく使用し、又は第三者へ提供することはありません。

◇寄附者のご芳名又は法人等名をホームページで公開することについて

高知大学では、本志金へご寄附いただいた皆様に謝意を表すため、ご芳名又は法人等名を（匿名希望の方を除く）ホームページに掲載し、長く高知大学の歴史に残させていただきます。

◇独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対する本件情報の開示について

高知大学では「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」（平成13年12月5日法律第140号）第5条の規定に基づき、外部からの開示請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。

企業・団体の皆様からいただきました寄附金については、企業・団体名、受入部局、受入金額などの情報が、上記により開示請求があれば公開されることとなりますので、予めご了承ください。

なお、個人からのご寄附については、個人情報保護の観点からお名前是非公開とさせていただきます。

■税制上の優遇措置

高知大学への寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。

本学が発行する「寄附金領収書」を添えて、確定申告により手続きをお取り下さい。

なお、「寄附金領収書」は、寄附金の入金を確認させていただいた後にお送りいたします。

◇個人からのご寄附に対する措置

寄附金額が2千円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得の40%を上回る場合は、40%が限度となります。（所得税法第78条第2項第2号）

所得税の軽減額＝(寄附金額※1－2,000円)×所得税の税率

※1
総所得額の40%を限度

さらに、寄附された翌年の1月1日に高知県及び高知市にお住まいの方は、県民税及び市民税の寄附金税額控除を受けることができます。2千円を超え総所得額の30%までの寄附金額に対し、県民税は4%、市民税は6%を乗じた額が控除されます。（高知県税条例、高知市税条例）

個人住民税の軽減額

・県民税＝(寄附金額※2－2,000円)×4%

・市民税＝(寄附金額※2－2,000円)×6%

※2
総所得額の30%を限度

◇法人からのご寄附に対する措置

寄附金の全額を損金算入することができます。（法人税法第37条第3項第2号）

■今後の取扱い

この「高知大学さきがけ志金寄附申出書」が大学に到着しましたら、本学から振込依頼書、払込取扱票等をお送りいたします。

分割払いをご希望された方には、第2回目以降の払込予定日前に、前記と同様の書類を順次お届けいたします。

なお、既に「払込取扱票」を入手され、これにより払い込み手続きをされる場合には、この寄附申出書の提出は不要ですので、念のため申し上げます。

■法人・団体等の皆様へのお願い

今後の事務連絡（「振込依頼書」等送付）のため、以下にご記入ください。

◇担当部署、担当者の連絡先

担当部署名：

担当者名：

電話番号：

e-mailアドレス：

◇「振込依頼書」等の送付先（下記のどちらかに✓をご記入ください。）

振込依頼書等は寄附申出者（代表者）宛に送付。

振込依頼書等は上記の担当者宛に送付。

【お問い合わせ先】

高知大学さきがけ志金担当

〒780-8520

高知市曙町二丁目5-1

TEL:088-844-8752

FAX:088-844-8033

E-mail: sj02@kochi-u.ac.jp